

来年4月から「後期高齢者医療制度」がスタートします

国民医療費 32.4 兆円（平成 18 年度概算）のうち、老人医療費は 3 分の 1 の 11.2 兆円を占めており、今後ともさらに増えることが予想されます。
 このような状況の中、高齢者世代と現役世代の負担の公平化を図り、将来にわたる国民皆保険制度を堅持していくため、75 歳（一定の障害がある人は 65 歳）以上

の人を対象とする新たな医療保険制度が、平成 20 年 4 月からスタートします。これまでの老人保健制度との違いや制度運営の仕組みについてお知らせします。
 ※この制度の対象となる人には、12 月中に制度を詳しく紹介したチラシをお送りする予定です。

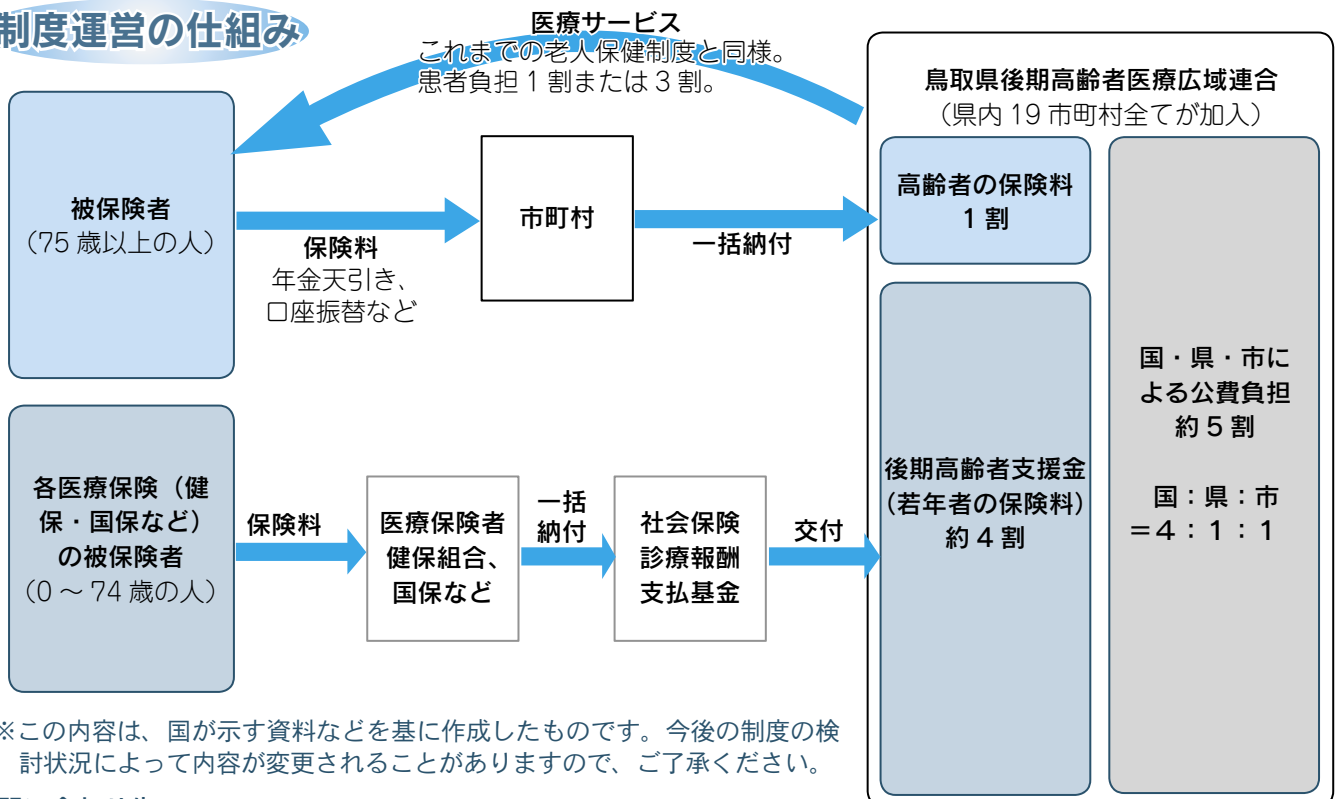
制度変更のポイント

	老人保健制度（平成 20 年 3 月まで）	後期高齢者医療制度（平成 20 年 4 月から）
加入する保険	国民健康保険または被用者保険（健康保険など）に加入	現在加入している国民健康保険または被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入
医療機関にかかるとき	加入している医療保険の被保険者証と老人医療受給者証の 2 枚を提示	後期高齢者医療の被保険者証 1 枚を提示（1 人に 1 枚交付）
医療機関での窓口負担	一般 1 割 一定以上の所得がある人は 3 割	一般 1 割 一定以上の所得がある人は 3 割
保険料	加入している医療保険に支払う（健康保険などの被扶養者は保険料負担なし）	所得などに応じてすべての人が保険料を支払う（注 1）
保険料の支払い方法	国民健康保険加入者は納入通知書または口座振替により支払う	年金受給者は年金からの天引きにより支払う（注 2）
運営主体	市町村 ●業務 老人医療受給者証の交付、各種申請・届出の受付、医療費の給付	鳥取県後期高齢者医療広域連合 ●広域連合の業務 保険料の決定・賦課、被保険者の資格管理、医療費の給付など ●市町村の業務 保険証の交付、各種申請・届出の受付などの窓口業務、保険料の徴収など

注 1 保険料率などは、11 月に開催される後期高齢者医療広域連合議会で決定されます。

注 2 年額 18 万円以上の年金受給者が対象となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は、納入通知書により支払っていただくことになります。

制度運営の仕組み



※この内容は、国が示す資料などを基に作成したものです。今後の制度の検討状況によって内容が変更されることがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎(0858)32-1097 市役所 南庁舎 保険年金課 ☎(0857)20-3888

鳥取市住民自治基本条例(仮称)の策定作業を進めています

みんなでつくろう！まちづくりのルール

鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会では、「住民自治基本条例(仮称)」の素案づくりに多くの市民のみなさんに参加していただくことや、条例の内容を理解していただくことが大切であると考え、各種団体との意見交換会や、市民周知を図る広報活動を積極的に行っています。

条例素案をつくるのは、市民のみなさんです！

若者会議と意見交換しました！

9月1日(土)に、鳥取市若者会議のメンバー19人と検討委員会の委員6人が意見交換会を行いました。



若者会議の意見

市民の中には、町内会未加入者や町内会活動に参加しない人もいます。そのような現状では、まちづくり活動への参画を市民の責務とするのは難しいのではないかと感じました。

市民にとっては、この条例は難しい。具体的な事例集などを作ってほしい。

条例検討委員会の回答

「まちづくり活動」は町内会活動だけではなく、よい市をつかっていこうとするすべての活動を指すものと考えており、市民の責務として位置づけたいと考えています。

具体的な事例を挙げて、市民のみなさんに分かりやすい手引書のようなものをつくっていききたいと思う。

■ニュースレター(Vol.1)を発行しました！

検討委員会では、「中間まとめ」の概要や検討委員会の活動状況などを掲載したニュースレターを発行しました。市役所の総合案内などに設置していますので、ご覧ください。

ニュースレターをご希望の方は右記まで連絡ください。

※鳥取市住民自治基本条例(仮称)に関する掲載内容は、市民広報部会と連携・協働しています。

問い合わせ先

鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会(事務局) 協働推進課

☎(0857)20-3181・☎(0857)21-1594

✉電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

鳥取市人権施策基本方針を策定しました

鳥取市人権施策基本方針は、本市が取り組むすべての人権施策についての基本的な考え方や方向性を示すものです。

基本的な考え方

差別をなくすため、行政と市民が、自己と他者の人権を正しく理解し、両者の協働による差別のない明るい人権尊重都市の実現をめざします。

人権施策の現状と課題

21世紀に入った今日でも、同和問題をはじめ、女性、障害がある人、子ども、高齢者、外国人、病気に関わる人の人権問題のほか、個人のプライバシーの保護の問題など、人権に関するさまざまな課題が存在します。

こうした現状に基づき、人権尊重都市の実現を市政の重要課題として位置づけ、人権教育・人権啓発をはじめとした各種の人権施策に総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

◆人権意識の高揚

一人ひとりの人間の尊厳が保障される社会の実現に向けて、人権意識の高揚を図ります。

◆行政と市民の協働による人権行政の推進

市民一人ひとりが人権の主体であり、人権尊重社会の担い手です。この意識の醸成を行政と市民の協働で進めます。

◆すべての人が共存できる共生社会の実現

お互いの異なる考え方や生き方を認め合う社会風土を培います。



基本的施策の推進

◆人権教育の推進

鳥取市人権教育基本方針により人権教育を推進します。

◆人権啓発の推進

研修会の開催、冊子の配布などにより人権意識の向上を図ります。

◆相談体制の整備

相談支援体制の充実と相談員の資質向上を図ります。

◆関係行政機関や民間団体との連携

人権尊重の社会づくりに取り組む各種団体と連携します。

◆人材の育成

人権施策を推進する指導者などの養成を図ります。

※詳しくは、鳥取市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

市役所本庁舎人権推進課 ☎(0857)20-3224